

木材利用に関する補助事業（※詳細要件は各要領をご参照ください）

		過剰木材在庫利用緊急対策事業 (R2限り)	JAS構造材個別実証支援事業	外構部の木質化対策支援事業
申請者		建設業者(施工者)	建設業者(施工者) (JAS構造材活用宣言を行うこと)	建設業者(施工者)
対象物件		床面積10m ² 以上の公共建築物等 (事業費に国費が入っていないもの)	JAS構造材を利用する、床面積10m ² 以上の非住宅及び4階建て以上の住宅(事業費に国費が入っていないもの)	木製外構 ・耐久性を有する処理加工木材使用 ・クリーンウッド法に基づく合法性を確認した木材製品
助成額	構造材	延べ床面積 × 39,000円/m ² (工事費の1/2以内)	JAS材利用量 × 50,000円/m ³ (調達費の1/2以内) (4F以上JAS材利用量 × 100,000円/m ³)	
	内装材(壁・天井)	内装面積 × 12,000円/m ² (工事費の1/2以内)		
	内装材(床)	床面積 × 7,000円/m ² (工事費の1/2以内)		
	外構(塀・柵) (0.04m ³ /m以上)	外構延長 × 17,500円/m		外構延長 × 17,500円/m(※1)
		外構延長(クリーンウッド) × 30,000円/m		外構延長(クリーンウッド) × 30,000円/m(※2)
	外構材(デッキ等) (0.2m ³ 以上)	その他外構利用量 × 100,000円/m ³		その他外構利用量 × 100,000円/m ³ (※3)
その他外構利用量(クリーンウッド) × 150,000円/m ³			その他外構利用量(クリーンウッド) × 150,000円/m ³ (※4)	
申請期限		6/1 ~ 10/30	3/31 ~ 10/30	6/1 ~ 7/31(1次公募)
申請窓口		長崎県木材組合連合会(0957-27-1760)	長崎県木材組合連合会(0957-27-1760)	全国木材組合連合会(電子申請) (03-6550-8540)
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・構造材と内装材の併用補助は不可 ・外構は上限30,000千円 ・構造・内装・外構の区分ごとに1事業者3件までの申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限15,000千円 ・1,000m²以上または4階建て以上は上限30,000千円 ・CLTを利用した場合140,000円/m³ 	<ul style="list-style-type: none"> ・(※1) 上限1,300,000円 ・(※2) 上限2,200,000円 ・(※3) 上限1,000,000円 ・(※4) 上限1,500,000円 ・1事業者につき2件までの申請
URL		https://mokuzai-zaiko.jp/koubo/index.php	https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou2/	https://kinohei.jp/